

(様式第1号)

平成30年度第2回 いじめ問題対策審議会 会議録

日 時	平成31年2月14日(木) 10:00~11:45
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 中村 豊 委 員 西井 克泰 曾我 智史 寺内 嘉一 西野 緑 事務局 北尾 文孝 濱田 理 山本 卓見
事務局	学校教育課
会議の公開	■ 一部公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開 式
- (2) 学校教育部長あいさつ
- (3) 委員紹介及び事務局職員紹介
- (4) 説明事項
 - 経過報告(非公開)
- (5) 協議事項
 - いじめアンケート結果より(非公開)
 - いじめの重大事態の際の調査を行う組織について(一部公開)

(事務局) 新規組織は、人材の確保が厳しい点。

芦屋市の状況を理解している人材だと初期対応がスムーズにいくと考えている点。

以上の観点から、いじめ問題対策審議会の委員が初期対応していく方が良いと考えております。

被害者側(遺族側)から、推薦された人材を入れてほしいとなると思われます。しかしながら、初動に関しては、現在の審議会の委員で対応してほしいと思っております。

(委 員) 初期対応に関しては、審議会の委員に助言を求める形ですか。

(委 員) 重大事態かどうかの認定は、どこがするのか。

(事務局) 重大事態の認定については、明らかに自死とかであれば重大事態であります。

(委 員) 自死の場合は、2つの調査が必要で、背景調査と重大事態の疑いの調査であって、自死は一律に背景調査をまず行って、重大事態とは別である。調査を行ってもダメだという場合もある。背景調査といじめのアンケート調査も別であることも種分けしていかないといけない。

(委 員) 重大事態は、いじめそのものが重大なのか、結果がそうなのか。

(委 員) いろいろな要因があり、どうして自死に至ったのかを純粹に調べるための調査を背景調査。

(委 員) 結果自体に対してですね。

(委 員) 重大事態自体は2つの定義があります。そこに当てはめればよい。すべての重大事態に対して、委員会が全て関わるわけではない。

(委 員) 重大事態の認定をどこがしますか、事務局が認定するのか、審議会が報告を

受けて重大事態の可能性が高いと判断するのか。

(委員) 重大事態の可能性についても・・・。

(委員) 不登校事案についても学校が調べて終わる場合と委員会が調査する場合とあります。

(委員) 30日過ぎたらすぐに重大事態となると思います。それを重大事態にするか、重大事態でも調査をするかになります。

(委員) 調査自体の判断をどこがするのか。また、どこが調査するのか。

(事務局) 学校がまず重大事態・・・。

(委員) 学校の事故調査報告書のための調査というのがあります。自死事案について背景調査も絶対やらなければならないものです。いじめに関する重大事態のための調査をするかしないかの判断はどこがするかとか、種分けの交通整理はどこがするか。人が死ぬと警察が入ります。警察が事件性の有無を見ます。事件性がないなら遺書がある、ないになって、それもない時にどうしたかなというのが出てきて、その中で学校でのいじめの疑いがあるかないかとなって、その順番になってきます。

文科省のマニュアルには書いてはないです。だから、いざ起こると各自治体が混乱して、初期対応が遅れるんです。

(委員) 前回の提案は、重大事態で第三者の調査が必要ではないかの判断をして人選も必要な職能団体はこの分野というのを審議していく。今日出たのは、国の動向とかも意識されているとは思いますが、書いてない。5年前のままでいきましょうという提案です。もし国が変わってしまったら、あわせざるえないでしょう。もし例えば、いじめ防止法の改訂点が報道通りだとすると、事案が起こった時の調査については、被害者とか遺族の方の要望をかなり入れなくてはいけないだろうというのが一つ入ってきます。被害者・遺族推薦委員ということを書かれる恐れがある。そうすると組織がこのままではいけない。あとは罰則規定がどれぐらい盛り込まれるか。

(委員) いじめの定義が変わってしまうことは。

(委員) 弁護士や議員、遺族・被害者の思いになっているので可能性はあると思います。そこに教師が入るかどうかが。最近の流れだと入りそうです。

(委員) 教師がいじめの主体としてですね。定義自体変わらないんですか。

(委員) そこの部分で変わりますよね。児童生徒に教師が入っちゃうことになります。

(委員) それ以外の部分も変わる可能性はあるんですか。

(委員) 大津の事件が、11月判決が大きくずれ込んで2月判決にずれ込んでいまだに判決が出ていないのが動向を見ているようである。凡例主義だから、いじめに関して、これまで民事裁判でそこまで責任を問うのは出ていない。2月には間違いなく出るでしょう。不安定な要素もありますが、変えないままだと厳しいなと思います。特にメンバー構成で調査の主体自体認めてくれないことがある。色々なことがあります。課題を再確認しておいたらいいと思います。

(委員) 重大事態が起こるにしても、ほとんどが想定内のことが起こると思うんです。想定できれば、まずこの委員会がどうするかと、想定外のことにに対する対策ということになりますかね。

(委員) 公開・非公開について詰めておいた方が良いでしょう。重大事態に関する調査が始まった時にある程度公開をしていかないと難しいんじゃないかな。今日は報道機関が入っていないから、非公開でいけたけど、基本的にはここまでは開いておくといったように公開を前提にやっけていかないと遺族・被害者側が全然

関与できない。他の案件に関わる中で考えた時、積極的に公開を中心にやっていた審議会があつて、非公開だとなんで非公開なんだともめることもある。個別の事案自体はちゃんと見せろと言われてたり、そこで話し合われた内容を後で伝えるとかを考えておかないと、いざ起こると流されて気が回らないと思います。そのレクチャーをだれがするのか。事務局がするのか、調査委員の代表がするのかというのがある。基本は代表がするとは思ふ。安全の確保をしないといけない。実際に調査が始まったらどういう風に進めていくのか、公開・非公開のこととか、非公開の時の情報の出し方とか、被害者と遺族とのコミットの仕方とか考えておかないとけないことが多い。

(委員) 調査委員会と相談しながら進めていくことだと思います。

費用の関係ですが、時間の拘束が長くて、生徒面談とかになると時間を合わせていかないといけなくなる。例えば平日の夜とか。いじめ調査委員会の日額だと、受け手が見つからないと思う。

(6) 事務連絡

(7) 閉 会